

袋井市中小企業等物価高騰対策事業費補助金 Q & A

No.	カテゴリ	Q (内容)	A (答え)
1	全般	制度の概要について教えてください。	コロナ禍において、物価高騰の影響を受けた中小企業者等の事業活動の継続を目的に、販路開拓や業務効率化に資する取組を実施する中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する制度です。 <補助制度概要> 1 事業者あたり補助上限額 50万円 補助率 2/3
2	全般	「市内に主たる事業所又は事務所等を有する」とは、具体的にどのようなものを指しますか。	市内に事業所又は事務所等を有し、確定申告書記載の納税地が袋井市内であることを言います。 なお、個人にあっては、確定申告書記載のお住いの住所が袋井市内にあることを言います。
3	全般	市外在住の個人事業者ですが、袋井市内に事業所があれば申請できますか。	できません。個人の方については、袋井市内に住所がある方のみとさせていただきます。
4	全般	申請日時時点で営業を行っていない場合は申請できますか。	できません。本制度は、コロナ禍における物価高騰により、事業活動に著しい支障が生じている市内事業者の事業活動の継続を図る取り組みを支援するためのものになります。
5	全般	市外で実施する事業についても申請可能ですか。	市内の事業所等において行う補助対象事業に要する経費であることが、前提です。このため、市外の支店や事務所への機械の設置等については対象外となります。ただし、市外で実施する展示会等への参加は対象となります。
6	全般	中小法人で確定申告書記載の納税地が袋井市外にあり、支店が袋井市内にある場合は対象になりますか。	対象となりません。 市内に主たる事業所又は事務所等を有する中小法人が対象となります。
7	全般	販路開拓事業、業務効率化事業をどちらも実施する場合は、それぞれの事業に対して補助金をもらえますか。	1 事業ごとではなく、1 事業者ごとに対して 1 回限りの申請となります。どちらも実施する場合は、合算して 1 回の申請でご提出ください。
8	全般	補助金の交付は、「1 事業者につき」とありますが、複数の事業や店舗を営んでいる場合、各々申請することはできますか。	できません。同一の法人もしくは、個人が複数の店舗、事業を営んでいる場合、全事業で 1 事業者となりますので、法人または個人事業者単位で申請してください。
9	全般	同じ代表者名義で異なる会社を設立している場合、各々申請することは可能ですか。	各々の会社が補助対象の条件を満たしていれば、申請可能です。法人または個人事業者単位で申請してください。

袋井市中小企業等物価高騰対策事業費補助金 Q & A

No.	カテゴリ	Q (内容)	A (答え)
10	全般	申請すれば必ず補助金が交付されますか。	執行は予算の範囲内となり、審査を行うため、必ず交付されるものではありません。
11	全般	事業対象期間中に、事業に係る支出や導入する設備等の設置等が間に合わない場合は実績報告を遅らせることができますか。	実績報告書の提出を遅らせることはできません。補助対象期間（令和4年4月1日～令和5年2月28日）に事業を完了し、必ず実績報告書類を提出してください。

袋井市中小企業等物価高騰対策事業費補助金Q & A

No.	カテゴリ	Q (内容)	A (答え)
1	対象要件	どのような事業者が対象となりますか。	全業種が対象です。ただし、中小企業支援法第2条第1項第1号～第4号に規定された中小企業者等になります。 (詳細は申請要領参照)
2	対象要件	農家は対象となりますか。	法人又は個人事業者として確定申告をしており、申請要件等を満たせば対象となります。 ただし、主たる事業が農業であることが必要です。
3	対象要件	フリーランスは対象となりますか。	個人事業者として確定申告をしており、申請要件等を満たせば対象となります。 ※雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものを主たる収入として得ている場合には、当該収入が雇用契約ではなく、業務委託契約等により得られた収入であることを証する書類(委託契約書の写等)を提出していただきます。
4	対象要件	被雇用者(会社員等)が、副業として事業を行う場合対象となりますか。	主たる専業として実施している場合に限られるため、副業の場合補助対象外となります。
5	対象要件	令和4年12月に開業した事業者ですが、補助金の対象となりますか？	対象となりません。物価高騰の影響を判断するうえで、大きな値上げが行われた本年10月と、比較可能な1か月を確保するため、本年8月末までに開業した事業者が対象となります。
6	対象要件	令和4年8月31日以降に、事業を親から引き継いだ個人事業者の場合、申請できますか	業種(屋号等)が引き継がれていることが確認でき、要件を満たす場合、申請可能です。ただし、追加書類として、申請者の開業届、先代の廃業届及び、先代が行った確定申告書が必要となります。
7	対象要件	個人事業者として事業を行っていたが、令和4年8月31日以降に、法人成りをした場合、申請できますか	業種(屋号等)が引き継がれていることが確認でき、要件を満たす場合、申請可能です。ただし、追加書類として、法人化前の個人事業者に係る確定申告書の写し、並びに法人設立届出書、又は個人事業の開業・廃業等届出書が必要となります。
8	対象要件	令和4年3月末までに支出した経費について補助対象となりますか。	令和4年4月以降に行われた取組に要する経費が対象となり、令和4年3月末までに発注、納品もしくは支出した経費は補助対象となりません。
9	対象要件	市税を滞納している場合、補助金の対象外となりますか。	分納や納税猶予の手続きを行っており、分納等が実施されている場合は対象となります。 分納・納税猶予の相談や手続きについては、袋井市納税課(0538-44-3219)へご相談ください。

袋井市中小企業等物価高騰対策事業費補助金Q & A

No.	カテゴリ	Q (内容)	A (答え)
10	対象要件	他の補助金を受給している事業者は対象となりませんか。	他の補助金を受給している事業者においても、補助対象の経費が異なれば、補助金の受給が可能です。
11	対象要件	物価高騰の影響を受けていない場合は、対象となりますか。	コロナ禍において、物価高騰の影響を受けていることが補助対象要件となっているため、影響を受けていない場合、対象とはなりません。影響の内容を、事業実績書（計画書）に記載して申請していただくことになります。
12	対象要件	物価高騰の影響とは何を基準に判断するのですか。	電気代や燃料代、仕入れ価格などについて、本年4月以降の特定月や期間と前年同月又は同期間での比較など各事業者にその影響を申告していただき判断します。
13	対象要件	ソフトウェアのみの購入費は補助対象となりますか。	令和4年4月1日以降に導入したライセンスで、取組の内容に合致していれば、対象となります。ただし、ライセンス期間に定めがある（1年や3年等）ソフトウェアであって、補助対象期間内（令和5年2月28日）に支出が完了している場合、補助対象期間分（令和4年4月1日～令和5年2月28日まで）に限り対象となります。一方、ライセンス期間に定めのない（買い切り）ソフトウェアの場合、補助対象期間内（令和5年2月28日まで）に支出が完了していれば、購入価格全体が対象となります。
14	対象要件	パソコンやタブレットの購入は補助対象となりますか。	ECビジネスの開始やWEB会議システムの導入など、販路開拓や業務効率化の事業を実施するために必要となることが明確な場合は可能となります。単なる機器の更新、補助事業の目的外で使用する場合は補助対象外です。
15	対象要件	既存のチラシ・ポスター・リーフレット・ホームページのリニューアルは、補助対象となりますか。	新商品・新サービス等の掲載をすることで、ターゲット層が変わるなど販路開拓につながるものであれば対象となります。販路開拓につながらない、単なるデザインの変更等は対象外となります。
16	対象要件	リース品でも申請可能ですか。	令和4年4月1日以降に導入した機械装置等導入費に該当する機械等のリース費用は対象となります。ただし、補助対象期間内（令和5年2月28日まで）に支出が完了しており、対象期間分（令和4年4月1日～令和5年2月28日まで）に限り対象となります。
17	対象要件	自社製品又はグループ会社製品は、補助対象として申請できますか。	自社及びグループ会社で製造する製品は、補助対象外となります。

袋井市中小企業等物価高騰対策事業費補助金 Q & A

No.	カテゴリ	Q (内容)	A (答え)
18	対象要件	予備の設備として導入した場合は、補助対象として申請可能ですか。	予備設備は、補助対象外となります。
19	対象要件	故障した設備や既存設備の入れ替えは、補助対象として申請可能ですか。	故障した設備や既存設備の入れ替えは、補助対象外となります。
20	対象要件	取組の中で、PCやタブレットを新しく購入する場合、起動時間が早くなる、容量が大きくなるなどの性能面向上を理由に申請可能ですか。	性能面の向上のみを理由に購入したPCやタブレット類は、補助対象外となります。会計ソフト等をインストールし会計帳簿の電子化を行うなど、業務効率化等の取組として具体的な内容が必要です。
21	対象要件	車両の購入は補助対象事業として申請可能ですか。	事業所や作業所内で走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができない車両（フォームリフト）は補助対象となります。また、専ら用途が限られ汎用性が低いキッチンカーは補助対象として認めます。ただし、単なる更新、補助事業の目的外で使用する場合は補助対象外です。なお、新たに移動販売等を行うための機能を車両に付加させる改装費も補助対象となります。
22	対象要件	クレジットカードでの支払いは対象となりますか。	対象となります。ただし、クレジットカードによる引き落とし支払の場合は、支払完了日は引き落としの日となるため、2月28日までに口座からの引き落としが完了していない場合、補助対象外となります。クレジットカードでの支払いの場合、クレジット明細や引き落とし日の確認ができる通帳の写しを添付してください。
23	対象要件	現金での支払いは対象となりますか。	対象となります。ただし、宛名が記載されている領収書などにより支払金額や支払日が明らかとなる書類を添付する必要があります。
24	対象要件	既に支払が終わっている取組は対象となりますか。	対象となります。ただし、宛名が記載されている領収書などにより支払金額や支払日が明らかとなる書類を添付する必要があり、令和4年3月31日までに、発注、納品もしくは支出した経費は補助対象となりません。
25	対象要件	出展にかかる費用はどこまでが対象ですか。	出展にかかる費用は「参加に要する経費」が対象となります。 <申請可> 出展料、ブース設置費、ブース装飾費、運送にかかる外注費など <不可> 人件費、旅費、宿泊費、運営委託費など
26	対象要件	電子決済（PayPayやauPay等での支払、EdyやiD等での支払）の場合、対象となりますか。	電子決済において、ポイントやクーポンを使っていない、若しくは使用後の購入金額が明確である部分については、補助対象となります。その際は、現金やクレジット等で支払った金額を証明できる内容を添付いただく必要があります。

袋井市中小企業等物価高騰対策事業費補助金Q & A

No.	カテゴリ	Q (内容)	A (答え)
1	申請	申請書や誓約書には押印が必要ですか。	いずれも押印は不要ですが、誓約書はかならず自署したものをご提出してください。
2	申請	資本金の額または出資の総額には何の金額を記載すればよいか	「履歴事項全部証明書」の資本金の金額をご記載ください。
3	申請	袋井市外にも事業拠点がある場合、「従業員数」及び「資本金の額または出資の総額」は法人全体で記載するのか	法人全体の人数や金額をご記載してください。
4	申請	予算が足りなくなった場合、どうしますか。	予算の範囲内での実施を考えているため、内容を審査のうえ、申請順に採択し、予算上限に達した時点で申請受付を終了する予定です。
5	申請	いつまでに事業を始める必要がありますか。	本補助金制度は、令和4年4月1日以降に実施事業であれば、対象とすることが可能です。ただし、申請内容を審査するため、すべての事業が交付決定できるとは限りません。また、令和5年2月末までに補助対象事業に係る発注・納品・支払すべてが完了する必要がありますので、ご注意ください。
6	申請	提出書類に不備や不足があった場合はどうなりますか。	提出書類に不備・不足があった場合、書類不備として申請を受理しない場合があります。また、提出先の事務局から不足書類や確認事項に関する連絡等を行う場合がありますので、速やかに対応してください。その場合、事務局が最初に連絡した日から1週間を経過した日をもって、提出がなかった場合は不交付決定とします。
7	申請	事前申請と事後申請の両方を申請することは可能ですか。	事業者の取組のすべてが完了していない場合、事前申請として申請可能です。
8	申請	取組内容が明確に確認できるものはどのような写真が必要ですか。	単に購入した物の写真ではなく、実際に事業を実施した様子がわかる写真を添付してください。事業の実施が明らかでない場合は、不交付決定となる場合があります。
9	申請	契約書は必要ですか	契約書がなくても、領収書に品目や数量、単価、消費税が記載されていれば領収書のみでも構いません。なお、「●●の設置費として」や「●●工事一式」という記載のみでは認められないため、その場合は契約（仕様）の内容が分かる書類が必要です。

袋井市中小企業等物価高騰対策事業費補助金 Q & A

No.	カテゴリ	Q (内容)	A (答え)
10	申請	申請はどのように行えばよいですか。	申請書類を下記宛先まで簡易書留やレターパックなど郵便物が追跡できる方法で郵送又は、Eメールに添付して送付してください。 【宛先】 〒420-0857 静岡市葵区御幸町8-1 J A D Eビル4階 袋井市中小企業等物価高騰対策事業費補助金受付事務局 宛 Eメールアドレス bukka-fukuroi@sigma-jp.co.jp
11	申請	既に支払が完了した取組とこれから実施しようとする取組がある場合どのように申請すればよいですか。	既に支払が完了した取組とこれから実施しようとする取組の両方を合わせて「事前申請」で申請してください。 事前申請の際に提出する「取組の金額が分かるもの(写し)」として、既に支払が完了した領収書等及びこれから実施しようとする取組の見積書の両方を提出してください。 実績報告書提出の際には、事前申請の際に提出した領収書等も含めて、事業が完了したすべての領収書等を提出してください。